

分収造林事業の経営改善計画

平成 1 7 年 2 月

分収造林事業の経営改善に関する検討会

目 次

はじめに	-----	1
第 1 経 緯	-----	2
第 2 課 題	-----	3
1 分収造林地における公益的機能の維持増進等について		
2 分収造林事業の管理主体について		
3 当面の資金調達と長期収支の改善について		
第 3 経営改善への具体的取組	-----	5
1 公社の経費削減等の徹底について		
2 分収比率の見直しについて		
3 支払利息の軽減について		
第 4 国等への支援要請	-----	6
第 5 その他	-----	7
おわりに	-----	8
別 表 長期収支見通し(ケース 1・2)	-----	9
分収造林事業の経営改善に関する検討会設置要領	-----	13
分収造林事業の経営改善に関する検討会委員名簿	-----	14
検討会の開催状況	-----	15
参考資料		
(分収造林の現況等)		
1 分収造林契約の仕組み	-----	16
2 公社造林の施業基準	-----	17
3 県内における新規造林面積(S 4 2 ~ H 8)	-----	18
4 県内人工林の林齢別面積	-----	19
5 市町村別の公社造林面積等	-----	20

(収支見直し関係)

6	長期収支見通しの内訳 (ケース1・2)	21
7	造林事業費の財源内訳等	23
8	山元立木価格、人件費等の推移	25
9	間伐材の売払実績	26

(支援要望関係)

10	森林県連合の要望 (H16.7.7)	27
11	本県の政策提言 (H.16.9.10)	31
12	全国知事会における知事発言要旨 (H16.11.12)	35
13	全国森林整備協会の要望 (16.11.30)	37

(関係新聞記事)

	(H16.7.27 ~ H17.2.9)	40
--	----------------------	----

はじめに

石川県林業公社は、従来の県行造林事業に代わり、昭和42年度から平成8年度までの30年間にわたり、約1万4千ヘクタールの分収契約方式（契約者数：6,388人）による造林を実施し、山村地域の振興や地域住民の雇用機会の創出並びに森林の有する公益的機能の維持増進に寄与してきた。

しかし、事業費の多くを借入金に依存していることや木材価格の低迷など社会経済環境の変化により極めて厳しい経営状況となっている。

こうしたことから、石川県新行財政改革大綱（H14.12策定）において「分収造林事業（林業公社）の見直しに向けた経営改善計画の策定」が求められたところである。

このため、平成15年度にこの検討会が設けられ、主に以下のことを論点に検討を行ってきたところである。

長期収支見直しについて
分収造林事業の管理主体について
公社の経費削減等の徹底について
分収比率の見直しについて
支払利子の軽減について
国等への支援要請について

これまでに、分収造林事業に関する課題、問題点全てについて十分な論議が尽くされたとは言い難いが、委員各位が2ヶ年にわたり真剣に議論、検討した結果を「分収造林事業の経営改善計画」として取りまとめ、検討会の報告とする。

平成17年2月9日

分収造林事業の経営改善に関する検討会

委員長 小林 雅 裕
委員 一 同

第 1 経緯

石川県林業公社（以下「公社」という。）は、従来の県行造林事業に代わり、昭和42年度から能登地域を中心に分収造林事業を開始し、独自では効率的な森林整備が困難な6,300名余にも及ぶ土地所有者を対象に、331団地で約1万4千²/₅の人工林を整備するとともに、農山村地域の振興や森林の有する公益的機能の維持増進に寄与している。

しかし、分収造林事業は植栽から伐採による投資の回収までに長期間を必要とし、この間、事業資金の大半を農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）や農林中央金庫（以下「中金」という。）等からの借入りに依存してきたことから、平成15年度末の借入金残高は約550億円に達している。

他方、事業を開始して以降、外材の輸入割合が約4割弱から8割へ拡大するなど社会と経済の環境が大きく変化し、事業の収支見込みの前提条件についても、木材価格が約4分の1に低下したのに対し、逆に人件費は約5倍となるなど当初見込みとは大きくかい離してきている。

このため、公社は平成9年度から新植を中止するとともに、低金利資金への借換えや保育施業の効率化等の経営改善努力を続けてきているが、現在の木材価格では、平成24年度から始まる主伐において、借入金の償還に見合う伐採収入は見込めない状況となっている。

また、全国の37都府県の40公社における分収造林事業に係る借入金残高の合計は平成15年度末で約1兆680億円に達しており、その経営改善は全国的な課題ともなっている。

第2 課 題

1 分収造林地における公益的機能の維持増進等について

森林は水源かん養や山地災害の防止など県民の暮らしに欠くことのできない大切な機能を果たすとともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止や再生可能な資源である木材を利用することにより、環境に優しい循環型社会の構築に寄与するなど多様な機能を有している。

他方、公社の分収造林地は県内人工林面積約10万 ha の約14%を占めているが、その林齢は平均26年生と比較的若く、今後も保育施業の継続が必要であり、間伐や枝打ち等を効率的かつ適切に実施することで、森林の公益的機能の維持増進と将来の伐採収入の確保を図ることが求められている。

2 分収造林事業の管理主体について

木材価格の大幅な下落等により経営の抜本的な見直しを余儀なくされている全国の公社の一部には、公社を廃止し、分収造林事業を県営林事業に一元化することにより経営改善等を目指す動きも見受けられるようになってきている。

例えば、岩手県では、県営の分収造林事業である県行造林事業の面積が約5万6千 ha と公社造林面積2万4千 ha の2倍以上あることから、公社造林事業を県営林事業に一元化することにより経営改善を目指すこととしているほか、大分県では、現行の分収造林契約の枠組みを見直し、公社の分収林を皆伐施業から非皆伐施業に転換するとともに、県民有林として位置付け、県有林と一体的に森林の公益的機能に重点を置いた管理を目指すこととしている。

しかしながら、本県の場合は、県行造林面積が約1千5百 ha と公社造林面積の約10分の1と小さく、また、公益的機能の維持増進と伐採収入の分収による一定の収入確保を目指すという分収造林契約の枠組みを前提に、各県等と協調して国等へ公社を受皿とした財政支援等を求めているところである。

加えて、県営林事業に一元化するとした場合に必要となる6,300名余の土地所有者との契約変更手続等を勘案すれば、事業の執行体制を抜本的に見直しつつ、引き続き公社が分収造林事業を管理していくことが適当と考えられる。

3 当面の資金調達と長期収支の改善について

分収造林事業に対しては、県において、これまでも事業費への補助及び無利子貸付等の支援が行われているところであるが、現状では借入金の支払利息だけで、年間約10億円の資金が必要である。

また、これに元金償還及び保育施業に必要な資金の数億円を加えると、今後少なくとも毎年約10数億円の新規借入れが必要である。

公社が今回の経営改善計画策定のために試算した長期収支見通しでは、現在の木材価格が続き、かつ、今後特別の経営改善策を講じないとした場合は、約620億円（仮に、更に木材価格が15%低下すると想定した場合は約830億円）の欠損が見込まれる。

また、今後公社が保育施業の効率化による事業費の削減や分収比率の見直し等の経営改善策を講じた場合には、約110億円から240億円（仮に、更に木材価格が15%低下すると想定した場合は、約380億円から490億円）の欠損が見込まれる。

こうしたことから、公社としては、長期収支見通しにおいて支出額の約5割を占める支払利息の軽減や管理費及び事業費等の削減、間伐材等の収入増加などの経営改善策の実施が喫緊の課題となっている。

しかし、これまで述べたように公社独自の改善策では限界があることから、全国的な課題として、国等に対し分収造林事業に係る無利子資金の創設など制度の抜本的な見直しを要請することが併せて必要である。

第3 経営改善への具体的取組

多額の借入金を有する厳しい公社の経営状況を踏まえ、今後、以下の改善策を積極的に講じていく必要がある。

1 公社の経費削減等の徹底について

(1) 事業執行体制の見直しによる管理費等の削減

事業の執行体制を抜本的に見直すことにより、人員及び管理費等の削減を徹底する。

また、分収造林地の現地調査や用地境界の管理など外部委託が可能な業務については、今後、森林組合等へ積極的に業務委託する。

(2) 保育施業の効率化

分収造林地の成育状況や路網の整備状況等についての調査を総合的に実施することにより、造林地のゾーニングを行い、各造林地の状況に対応した枝打ち面積の見直しなど投資効果を勘案した事業の執行を図る。

(3) 収入増加策

競争入札による立木販売方式の推進等、間伐材の販売方法の多角化や公社有林での大径材の生産・販売の促進等、川下分野との連携を図りながら収入の増加に努める。

2 分収比率の見直しについて

現行の分収比率の公社6割、土地所有者4割については、昭和33年に林野庁から模範契約例が示された際に、当時の木材価格や公社の育林経費等を勘案して標準として定められたものである。

しかし、昭和30年代後半以降、丸太や製材品の関税等が相次いで撤廃又は引き下げられたため、その後現在まで外材の大幅な輸入増加が続き、木材価格の下落をもたらしたことや人件費の高騰などにより、公社の収入と育林費用の負担との間に大きな不均衡が生じており、その見直しが今後の経営改善のために不可欠である。

このため、分収比率の見直しについては、契約相手として県、市町、一般の土地所有者の3者があるが、当面、県有地に係る分収林に取り組み、その後、市有地及び町有地についても関係市町の理解を得ながら取り組むこととする。

この場合、現行の公社6割、県又は市町4割の分収比率を、例えば公社9割、県又は市町1割とする案などについて検討することが必要である。

また、一般の土地所有者との分収比率の見直しについては、公社と市町との協議の状況を踏まえ、長期収支見直し等公社の経営状況についての理解を得ながら取り組むものとする。

なお、一般の土地所有者との分収比率については、全国の動向や国に対して要望している「分収比率見直しのためのガイドライン」の提示、県有地及び市町有地に係る分収比率の変更等も参考にしつつ、今後さらに検討することとする。

3 支払利息の軽減について

公庫や中金等の元利償還及び平成17年度から19年度までの3ヶ年間認められている公庫の高金利借入金の繰上償還に必要な資金については、県の財政支援を要請することで、今後の支払利息を軽減し、借入金の増加を抑制する。

また、気象や病害虫などの自然災害による分収造林事業の継続が困難な分収林についても、県の財政支援を要請し、平成15年度より認められた分収造林契約の解除による公庫借入金の繰上償還を進め、今後の支払利息の軽減を図る。

第4 国等への支援要請

林業公社の分収造林事業は、昭和33年に制定された分収造林特別措置法に基づき、国・県等が一体となって、戦後の森林の荒廃からの復旧や将来の木材需要の増大に対応するとともに、農山村地域の雇用の創出などを目指し、拡大造林政策の一環として全国で実施されてきたものである。

しかしながら、外材の大規模な輸入等による木材価格の大幅な下落の中で、全国公社の借入金残高の合計は既に1兆円を超えており、もはや公社の自助努力や各県独自の公社支援施策だけでは限界がある。

このため、公社及び県としては、国等に対し、本県を含む33都府県を構成員とする「森林県連合」や公社の全国組織である「全国森林整備協会」を通じ、県が行う無利子貸付等についての財政措置等を要請するとともに、本県独自でも農林水産省への政策提言及び全国知事会への「森林整備法人の経営改善に関する抜本的支援措置」の提案を行い、分収比率見直しのためのガイドラインの提示や公庫借入金の償還資金への新たな財源措置等を要請しているところである。

今後も、同様の課題を抱えている関係各県及び各公社と連携を図りながら、国等に対し、公社への支援の実施を強く要請していくことが必要である。

第5 その他

- (1) 経営改善計画については、毎年度、改善状況や効果について、外部有識者等からの客観的な視点も含めた検証を行いながら、その実効性の確保に努めていくことが必要である。

- (2) また、公社としては、土地所有者及び県民に対し、積極的に分収造林事業が果たしている役割や経営状況等に関する情報提供を行い、経営改善への理解と協力を得る努力が必要である。

おわりに

この検討会は、平成14年12月に策定された石川県新行財政改革大綱において課題とされた林業公社分収造林事業の経営改善計画策定のため、平成15年7月に設置されたものである。

その後、平成17年2月までの2ヶ年にわたり、公社分収造林事業の経営について、長期収支見通しの試算、分収造林地の管理主体のあり方、県等の財政支援による支払利息の軽減、公社の経費削減の徹底や分収比率の見直し等による収入の増加策、他県と連携した国等への支援要請の強化など幅広い課題について、議論を積み重ねてきたところである。

もとより、これらの改善策の実施については、県民に広く情報を提供し、十分な理解のもとに進められる必要があるが、特に、経営改善には不可欠とされた分収比率の見直しは、土地所有者の同意と協力が前提であり、事業を開始して以降の木材価格と人件費等が当初見込みと大きくかい離してきている現状や長期収支見通し等について、土地所有者に真摯に説明し、理解を得る必要があると考えている。

さらに、この経営改善計画では、公社の経費削減等の徹底、県等の財政支援による支払利息の軽減等にも積極的に取り組むことが必要とされているが、同時に、こうした公社の自助努力や県独自の支援策だけでは限界があることについても、議論の中で明らかになっているところである。

こうしたことから、今後、さらに抜本的な経営改善を図るため、課題を同じくする各県等と連携し、国等に対し、支援の実施を強く要請していくことが重要であると考えらる。

長期収支見通し

(ケース1) 材価が現状のまま推移した場合

見直項目	H12試算 (S42~H67)
木材価格の低下	<ul style="list-style-type: none"> H7~H11 (能登木材総合センター平均価格) <@24,000円> 10年間で1%材価上昇
伐期の延長 (低金利資金への借換)	<ul style="list-style-type: none"> 全て60年伐期とする
伐採量の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 全ての造林地から収入が見込める
保育施業の合理化	<ul style="list-style-type: none"> 枝打、間伐施業の実施回数を5回 3回へ合理化
収益の見込めない造林地の解約及び繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> 考慮しない
分収比率の変更	<ul style="list-style-type: none"> 従来通りの60:40

H16試算A (S42~H87)
<ul style="list-style-type: none"> H11~H15 (能登木材総合センター、金沢共販所平均価格) <@16,140円> 材価上昇を見込まない
<ul style="list-style-type: none"> 60年伐期25%、80年伐期75% <@18,070円> 低金利借換資金の活用を考慮
<ul style="list-style-type: none"> 地利条件、生育状況などを考慮し、全造林地の30%は収入が見込めない造林地とした

H16試算B (S42~H87)
同左
同左
同左
同左
<ul style="list-style-type: none"> 画一的な施業を取り止め、生産林(70%)において、枝打・間伐等の施業を実施するとともに枝打対象は残存木の70%を実施 不経済林(30%)については、最低限の管理を実施
<ul style="list-style-type: none"> 不経済林(30%)についての農林公庫借入金の繰上償還を考慮
<ul style="list-style-type: none"> 80:20へ変更

H16試算C (S42~H87)
同左
<ul style="list-style-type: none"> 90:10へ変更

(単位：百万円)

事項	金額
H12試算 (a)	5,080

現状に置換	金額
木材価格の低下	49,755
伐期の延長(低金利資金への借換)	28,713
伐採量の見直し(造林地の30%は収益対象外)	35,410
小計 (b)	56,452

H16試算A (a)+(b)=(c)	61,532
--------------------	--------

今後の自助努力	金額
保育施業の効率化(70%保育等)	3,115
収益の見込めない造林地の解約及び繰上償還	8,566
分収比率の変更(60:40 試算Bの場合は80:20、試算Cの場合は90:10)	26,185
小計	37,866

H16試算B (c)+(d)=(f)	23,666
--------------------	--------

H16試算C (c)+(e)=(g)	11,020
--------------------	--------

3,115
8,566
26,185
(d) 37,866

23,666

3,115
8,566
38,831
(e) 50,512

11,020

(ケース 2) 材価が現状からさらに約15%低下した場合

見直項目	H 1 2 試算 (S42~H67)
木材価格の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ H7~H11 (能登木材総合センター平均価格) <@24,000円> ・ 10年間で1%材価上昇
伐期の延長 (低金利資金への借換)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て60年伐期とする
伐採量の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての造林地から収入が見込める
保育施業の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝打、間伐施業の実施回数を5回 3回へ合理化
収益の見込めない造林地の解約及び繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮しない
分収比率の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来通りの60:40

H 1 6 試算 A (S42~H87)
<ul style="list-style-type: none"> ・ H11~H15 (能登木材総合センター、金沢共販所平均価格の85%) <@12,375円> ・ 材価上昇を見込まない ・ 60年伐期25%、80年伐期75% <@13,960円> ・ 低金利借換資金の活用を考慮 ・ 地利条件、生育状況などを考慮し、全造林地の30%は収入が見込めない造林地とした

H 1 6 試算 B (S42~H87)
同 左
同 左
同 左
同 左
<ul style="list-style-type: none"> ・ 画一的な施業を取り止め、生産林(70%)において、枝打・間伐等の施業を実施するとともに枝打対象は残存木の70%を実施 ・ 不経済林(30%)については、最低限の管理を実施 ・ 不経済林(30%)についての農林公庫借入金の繰上償還を考慮 ・ 80:20へ変更

H 1 6 試算 C (S42~H87)
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左
・ 90:10へ変更

(単位 : 百万円)

事 項	金 額
H 1 2 試算 (a)	5,080

現 状	事 項	金 額
に 置 換	木材価格の低下	71,701
	伐期の延長(低金利資金への借換)	21,034
	伐採量の見直し(造林地の30%は収益対象外)	27,550
	小 計 (b)	78,217

H 1 6 試算 A (a)+(b)=(c)	83,297
------------------------	--------

今 後	事 項	金 額
の 自 助 努 力	保育施業の効率化(70%保育等)	4,701
	収益の見込めない造林地の解約及び繰上償還	8,566
	分収比率の変更(60:40 試算Bの場合は80:20、試算Cの場合は90:10)	21,048
	小 計	34,315 (d)

H 1 6 試算 B (c)+(d)=(f)	48,982
------------------------	--------

H 1 6 試算 C (c)+(e)=(g)	38,422
------------------------	--------

4,701
8,566
21,048
(d) 34,315

48,982

4,701
8,566
31,608
(e) 44,875

38,422

分収造林事業の経営改善に関する検討会設置要領

(目的)

第1条 財団法人石川県林業公社（以下「公社」という。）の分収造林事業の見直しに向けた経営改善計画の策定に当たり、森林整備のあり方や分収林の経営管理のあり方等を検討するため、分収造林事業の経営改善に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討する。

- (1) 公的な関与による森林整備のあり方に関する事項
- (2) 公社の分収造林事業のあり方に関する事項
- (3) 講ずべき対策に関する事項
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、学識経験者等及び行政職員のうちから、公社理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

(ワーキングチーム)

第4条 検討会にワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームの運営については、理事長が別に定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年間とする。但し、再任することができるものとする。

(会議)

第6条 検討会は、理事長が招集する。

2 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長に事故ある時は、座長が予め指名した委員がこれに当たる。

4 理事長又は座長は、必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局を公社育林経営課に置く。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、理事長が検討会に諮って別に定める。

付 則 この要領は、平成15年7月11日から施行する。

分収造林事業の経営改善に関する検討会 委員名簿

氏 名	役 職 名	摘 要
有 川 光 造	加賀流域林業活性化センター会長	座 長
市 原 あかね	金沢大学経済学部助教授	
江 下 文 吉	林業家	
木 場 正 彦	(協)能登木材総合センター専務	
小 林 雅 裕	県立農業短期大学教授	
神 亮 一	(社)県木造住宅協会副会長	
増 江 博 夫	金沢木材協同組合副理事長	
宮 崎 文 夫	公認会計士	
新 明 侃 二	県森林組合連合会専務	
《行政委員》		
福 田 涼 一	県商工労働部経営支援課長	
片 貝 敏 雄	県農林水産部農林水産政策課長	
森 健 一	県農林水産部森林管理課長	

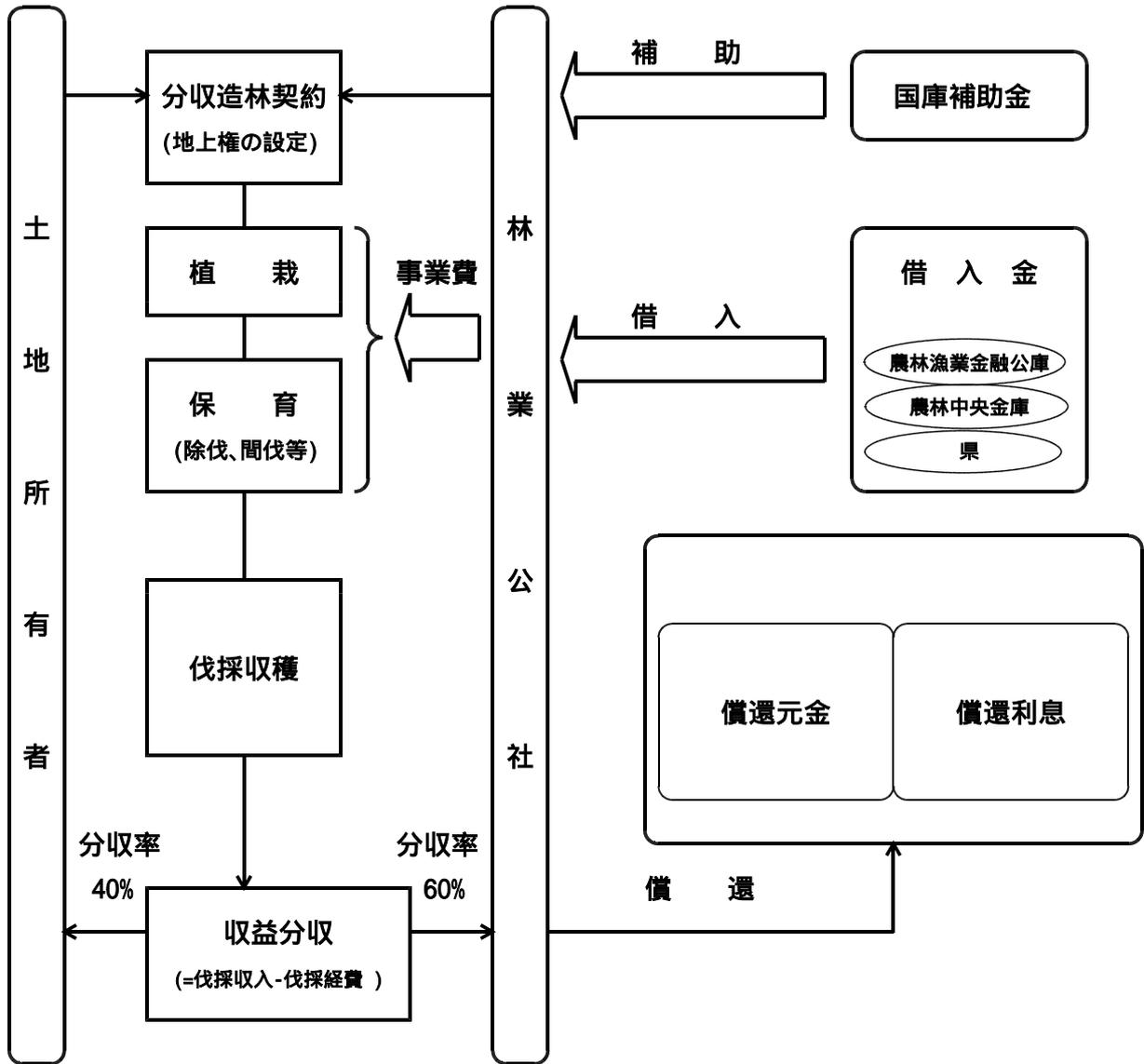
(敬称略)

検 討 会 の 開 催 状 況

回	時 期	検 討 内 容
第 1 回	15年 7月11日 森林文化ホール	○林業公社の概要及び分収造林事業の現況について これまでに講じてきた経営改善策について
第 2 回	15年 8月27日 県庁会議室	○現行の公社経営改善計画及び長期収支見通しについて ○低金利の制度資金の活用等について
第 3 回	15年10月10日 県庁会議室	○公社が取り組むべき事項等について
第 4 回	15年12月19日 県庁会議室	○長期収支見通しの算定方法等について
第 5 回	16年 6月25日 県庁会議室	○経営改善計画に関する中間報告について
専門部会	16年 9月 2日 県庁会議室	長期収支見通しの算定方法について 分収造林事業の今後のあり方について
第 6 回	16年10月25日 県庁会議室	長期収支見通しについて 他県の取り組み状況について 分収造林事業の管理主体について
第 7 回	16年12月15日 県庁会議室	分収造林事業の経営改善計画骨子について
第 8 回	17年 2月 9日 県庁会議室	分収造林事業の経営改善計画について

参 考 资 料

分収造林契約の仕組み



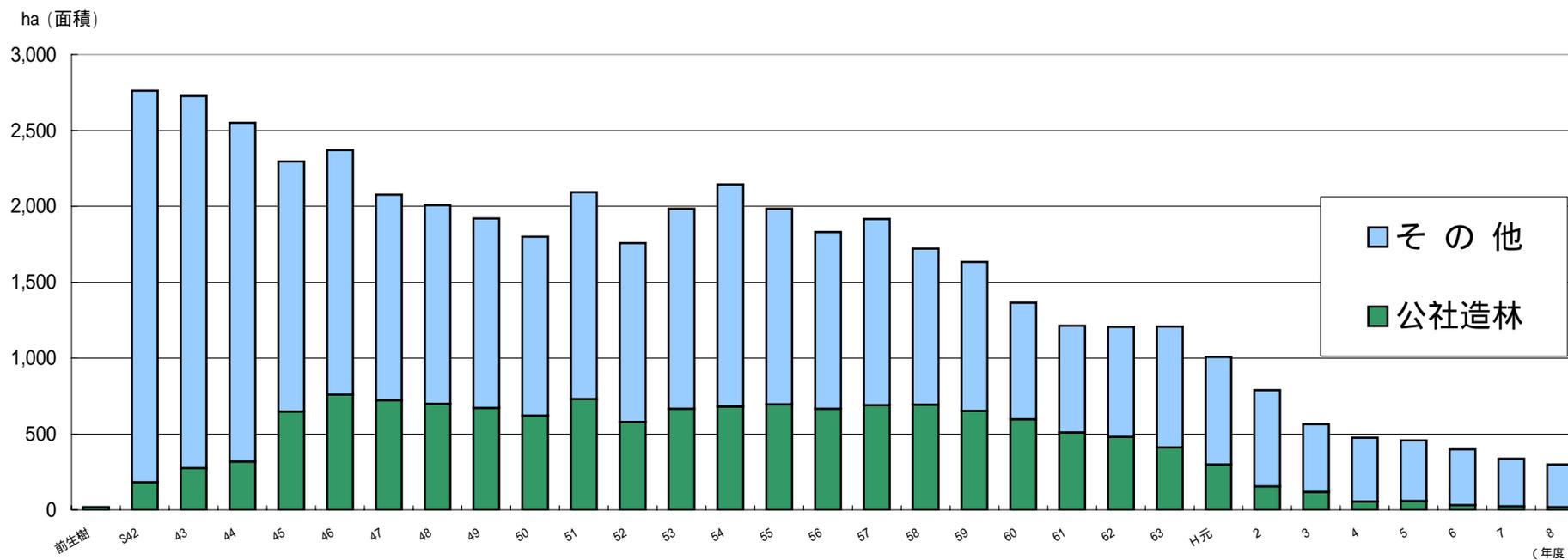
県内における新規造林面積（S42～H8）

単位:ha

区分	前生樹	S42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
公社造林	19	183	275	318	648	759	724	699	672	621	731	579	667	681	695	667
その他		2,579	2,451	2,233	1,647	1,611	1,352	1,309	1,247	1,178	1,362	1,179	1,316	1,463	1,289	1,163
計		2,762	2,726	2,551	2,295	2,370	2,076	2,008	1,919	1,799	2,093	1,758	1,983	2,144	1,984	1,830

区分	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	計
公社造林	690	694	653	598	510	480	412	298	155	118	54	58	31	23	19	13,731
その他	1,226	1,027	981	766	703	726	796	710	634	446	421	399	368	314	308	33,426
計	1,916	1,721	1,634	1,364	1,213	1,206	1,208	1,008	789	564	475	457	399	337	327	47,157

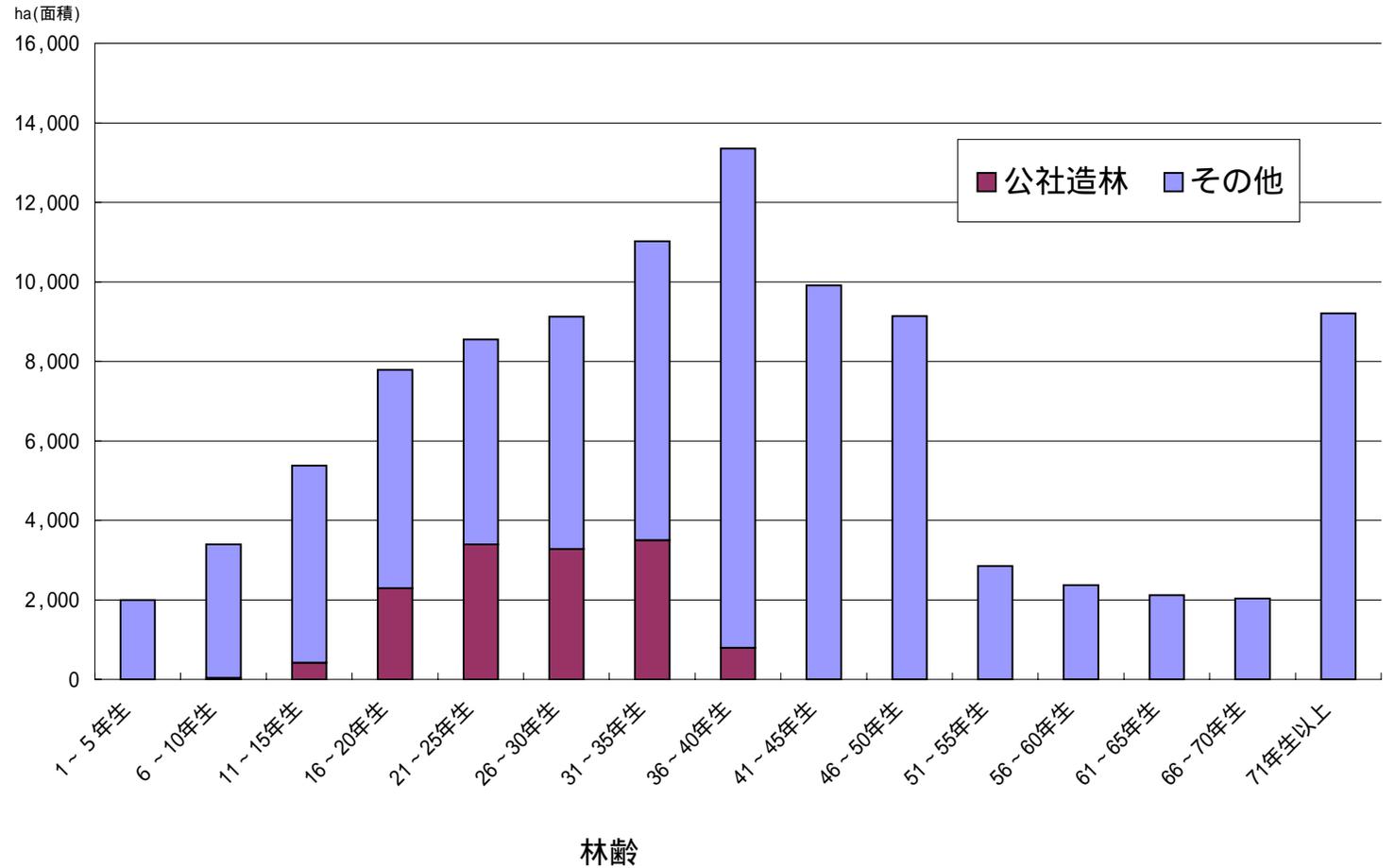
公社はS42～H8まで造林を実施してきた。



県内人工林の林齢別面積

単位：ha

	公社造林	その他	計
1～5年生		1,996	1,996
6～10年生	42	3,357	3,399
11～15年生	417	4,963	5,380
16～20年生	2,298	5,488	7,786
21～25年生	3,399	5,151	8,550
26～30年生	3,279	5,847	9,126
31～35年生	3,502	7,521	11,023
36～40年生	794	12,563	13,357
41～45年生		9,910	9,910
46～50年生		9,139	9,139
51～55年生		2,850	2,850
56～60年生		2,369	2,369
61～65年生		2,117	2,117
66～70年生		2,031	2,031
71年生以上		10,169	10,169
計	13,731	85,471	99,202



昭和42年の植栽木は平成16年現在では、38年生である。

市町村別の公社造林面積等

地域別	市町村名	団地数 件	面積 ha	契約件数 件	地権者数 人
加 賀	加賀市	5	203	10	233
	山中町	7	235	8	132
	小松市	13	345	25	251
	能美市(辰口)	3	107	4	58
	白山市(鶴来)	3	53	8	46
	"(河内)	5	117	10	143
	"(吉野谷)	2	33	3	49
	"(鳥越)	3	155	10	79
	"(尾口)	7	235	21	143
	"(白峰)	14	316	23	39
	小計	62	1,799	122	1,173
中能登	かほく市	8	481	59	450
	津幡町	12	657	96	447
	羽咋市	6	222	29	145
	富来町	20	1,234	139	591
	志雄町	13	519	69	243
	志賀町	5	233	30	69
	押水町	7	299	26	219
	七尾市	10	455	70	321
	"(田鶴浜)	2	20	5	7
	"(中島)	8	832	127	408
	鳥屋町	3	112	8	66
	鹿島町	1	7	2	3
	小計	95	5,071	660	2,969
奥能登	輪島市	35	1,580	150	700
	穴水町	21	753	140	180
	門前町	21	730	82	252
	能都町	21	924	198	259
	柳田村	12	705	109	236
	珠洲市	56	1,895	288	511
	内浦町	8	274	66	108
	小計	174	6,861	1,033	2,246
合 計		331	13,731	1,815	6,388

地域別面積比率

区 分	面積 ha	比率 %
加 賀	1,799	13.1
中能登	5,071	36.9
奥能登	6,861	50.0

樹種別面積比率

区 分	面積 ha	比率 %
ス ギ	11,344	83
ヒノキ	854	6
ア テ	552	4
マ ツ	981	7

所有形態別面積

単位：ha

所有形態	個人	森林組合	財産区	社寺有	会社等法人	県	市町村	計
面積	11,908	752	392	233	184	84	178	13,731
割合%	86.7	5.5	2.9	1.7	1.3	0.6	1.3	100

長期収支見通しの内訳

(ケース1) 材価が現状のまま推移した場合

単位：百万円

		H12試算	H16試算A			H16試算B	H16試算C	
			S42～H15	H16～H87	計			
収入	伐採収益	101,098	122	65,353	65,475	86,727	97,353	
	補助金	24,219	15,157	10,359	25,516	22,812	22,812	
	利子補給金	968	67	895	962	836	836	
	その他収入	702	749	4	753	753	753	
	計	126,987	16,095	76,611	92,706	111,128	121,754	
支出	事業費	59,273	43,675	15,598	59,273	55,113	55,113	
	人件費	9,375	3,187	7,630	10,817	10,817	10,817	
	事務費	2,914	1,657	1,786	3,443	3,443	3,443	
	支払利息	農林公庫	37,606	17,828	17,621	35,449	31,380	31,380
		市中銀行	22,899	4,725	40,531	45,256	34,041	32,021
	計	132,067	71,072	83,166	154,238	134,794	132,774	
収支差		5,080			61,532	23,666	11,020	
試算概要		-	木材価格の低下 ・H12試算の材価をH11～15の能登/加賀平均価格に置換 ・材価の上昇を見込まない 伐期の延長（低金利資金への借換） ・全体の75%を80年、25%を60年の伐期に延長し低金利資金に借換 伐採量の見直し ・成育状況等から全造林地の30%は収入が見込めない造林地とした S42～H15-----実績 H16～H87-----今後見込み			保育施業の合理化 収入の見込めない造林地の解約及び繰上償還 分収比率の変更80:20		保育施業の合理化 収入の見込めない造林地の解約及び繰上償還 分収比率の変更90:10

(ケース 2) 材価が現状からさらに約15%低下した場合

単位：百万円

		H12試算	H16試算A			H16試算B	H16試算C		
			S42～H15	H16～H87	計				
収入	伐採収益	101,098	122	50,260	50,382	66,691	74,846		
	補助金	24,219	15,157	10,359	25,516	22,812	22,812		
	利子補給金	968	67	895	962	836	836		
	その他収入	702	749	4	753	753	753		
	計	126,987	16,095	61,518	77,613	91,092	99,247		
支出	事業費	59,273	43,675	15,598	59,273	55,113	55,113		
	人件費	9,375	3,187	7,630	10,817	10,817	10,817		
	事務費	2,914	1,657	1,786	3,443	3,443	3,443		
	支払利息	農林公庫	37,606	17,828	17,621	35,449	31,380	31,380	
		市中銀行	22,899	4,725	47,203	51,928	39,321	36,916	
	計	132,067	71,072	89,838	160,910	140,074	137,669		
収支差		5,080			83,297	48,982	38,422		
試算概要		-	木材価格の低下 ・H12試算の材価をH11～15の能登/加賀平均価格を15%減じた価格に置換 ・材価の上昇を見込まない 伐期の延長（低金利資金への借換） ・全体の75%を80年、25%を60年の伐期に延長し低金利資金に借換 伐採量の見直し ・成育状況等から全造林地の30%は収入が見込めない造林地とした S42～H15-----実績 H16～H87-----今後見込み			保育施業の合理化 収入の見込めない造林地の解約及び繰上償還 分収比率の変更80:20		保育施業の合理化 収入の見込めない造林地の解約及び繰上償還 分収比率の変更90:10	

造林事業費の財源内訳等

財源内訳

(利率：平成17年2月現在)

		農林公庫借入金 (融資率 10/10)					
		2/7 相当		5/7 相当			
事業費	補助	21世紀型 先進林業 地域総合 整備資金	補助金 (5/10)	2/7 相当	償還方法 30年償還 内 20年据置	5/7 相当	償還方法 50年償還 内 35年据置
			・国 (3/10) ・県 (2/10)	利率 無利子 (森林整備活性化資金)	利率 1.60 %		
	一般補助	補助金 (5/10) ・国 (3/10) ・県 (2/10)	農林公庫借入金 (融資率 4.5/10)		農中借入金 (0.5/10)		
			償還方法 50年償還 内35年据置	利率 1.75 %	償還方法 10年償還 内 10年据置	利率 1.51 %	
非補助	農林公庫借入金 (融資率 9/10)			農中借入金 (1/10)			
		償還方法 55年償還 内35年据置		利率 1.60 %		償還方法 10年償還 内 10年据置	
				利率 1.51 %			

管理費	県 長期借入金 償還方法 45年償還 内 45年据置 利率 無利子	基本財産果実等 (500万円)
-----	---	--------------------

元利償還金	農林公庫	元金	農林中央金庫借入金		
		利息	農林中央金庫借入金		森林整備活性化資金 (有利子分) 県利子補給 0.8%~1.3%
	農林中金	元金	農林中央金庫借入換え		
		利息	県借入金		

財源内訳の推移

区分	事業費				管理費		元利償還金	
	県補助金	農林公庫	農林公庫 融資残		人件費・事務費		石川県	農林中金
			石川県	農林中金	石川県	農林中金		
昭和42年度 ┆ 昭和49年度	4 / 1 0	補助残 8/10	無利子	-	無利子	-	農林公庫の 元利償還金 無利子	-
昭和50年度 ┆ 昭和59年度		補助残 9/10	無利子	-	無利子	-	農林公庫の 元利償還金 無利子	-
昭和60年度		補助残 9/10	-	借入	無利子	-	農林公庫の 元利償還金 無利子	-
		非補助 9/10	-	借入	-	借入	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
昭和61年度 ┆ 平成2年度		補助残 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
平成3年度 ┆ 平成5年度		補助残 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
		非補助 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
平成6年度 ┆ 平成9年度		一般補助残 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
		森林整備活性化資金 10/10 ・無利子 2/7 ・有利子 5/7	-	借入	無利子	-	森林整備活性化資金 との合わせ貸し資金 有利子 5/7	
		非補助 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
平成10年度 ┆ 平成11年度		一般補助残 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入
平成12年度 ┆ 以降		森林整備活性化資金 10/10 ・無利子 2/7・1/2 ・有利子 5/7・1/2	-	借入	無利子	-	森林整備活性化資金 との合わせ貸し資金 有利子 5/7・1/2	
	非補助 9/10	-	借入	無利子	-	農林中金への 支払い利息 無利子	農林公庫の 元利償還金 借入	

山元立木価格、人件費等の推移

年度 区分	昭和42年	昭和55年	平成15年
木材価格（スギ）	19,640円/m ³	17,880円/m ³	4,800円/m ³
人件費	2,720円/人日	6,730円/人日	12,330円/人日
外国産材の輸入割合	38.6%	68.3%	81.5%

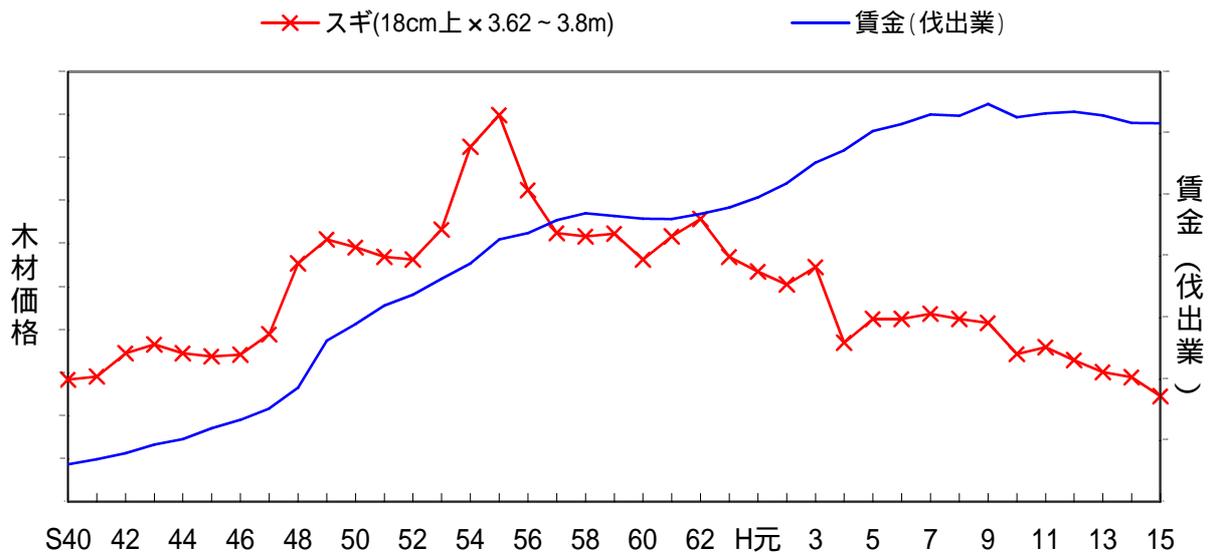
木材価格：財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」

人件費：厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査報告書」

外国産材の輸入割合：林野庁「木材需給表」

木材価格・人件費についてはH15年を基準として、卸売物価指数により補正

木材素材価格と賃金の推移(S40～H15)



間 伐 材 の 売 払 実 績

年度	間伐面積(ha)			売払区分	売払材積 (m ³)	売払本数 (本)	売払額 (千円)	備考
	全体	保育	利用					
12	832	569	263	全 体	2,032	44,650	15,759	
				直接販売	1,477	35,847	8,526	
				委託販売	555	8,803	7,233	
13	634	453	181	全 体	1,647	34,301	10,841	
				直接販売	1,395	30,702	7,787	
				委託販売	252	3,599	3,054	
14	750	593	157	全 体	1,768	33,760	12,858	
				直接販売	1,657	32,741	11,182	
				委託販売	111	1,019	1,676	
15	1,207	922	285	全 体	3,788	57,082	34,033	
				協定販売	1,102	13,306	10,663	
				直接販売	2,450	38,778	21,277	
				委託販売	236	4,998	2,093	
16 (見込み)	1,425	1,212	213	全 体	4,368	52,810	16,369	
				立木販売	3,150	31,500	7,669	135ha
				協定販売	145	2,170	1,200	} 78ha
				直接販売	673	10,740	4,800	
				委託販売	400	8,400	2,700	

直接販売 ----- 山土場で集積し販売する方法

委託販売 ----- 市場へ運搬し、販売委託する方法

協定販売 ----- 公社と買受者が、予め販売量及び買い取り単価についての協定を結び、販売する方法

立木販売 ----- 間伐材を立木の状態で販売し、買受者自身が造材から搬出、売り払いまでを一貫して行う販売方法

農林水産省
林野庁
総務省
財務省
農林漁業金融公庫 あて

森林整備法人等の経営改善を 推進するための支援について

森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合

森林整備に係る諸施策の推進につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、平成17年度予算編成にあたり、別紙提案について、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成16年7月7日

青森県知事	三村申吾	兵庫県知事	井戸敏三
岩手県知事	増田寛也	奈良県知事	柿本善也
宮城県知事	浅野史郎	和歌山県知事	木村良樹
秋田県知事	寺田典城	鳥取県知事	片山善博
山形県知事	高橋和雄	島根県知事	澄田信義
群馬県知事	小寺弘之	岡山県知事	石井正弘
東京都知事	石原慎太郎	広島県知事	藤田雄山
新潟県知事	平山征夫	山口県知事	二井関成
富山県知事	中沖豊	徳島県知事	飯泉嘉門
石川県知事	谷本正憲	香川県知事	真鍋武紀
福井県知事	西川一誠	愛媛県知事	加戸守行
岐阜県知事	梶原拓	高知県知事	橋本大二郎
静岡県知事	石川嘉延	佐賀県知事	古川康
愛知県知事	神田真秋	長崎県知事	金子原二郎
三重県知事	野呂昭彦	熊本県知事	潮谷義子
滋賀県知事	國松善次	大分県知事	広瀬勝貞
京都府知事	山田啓二		

(全国知事会の名簿順による)

政 策 提 言

今日、国土の3分の2を占める森林を戦後の荒廃から復興し、国産材の自給率を高めるため、全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は分収造林事業等による森林整備を率先して実施してまいりました。

その結果、森林整備法人等によるこれまでの森林造成面積は、現在155万ヘクタールに及び、全国民有林人工林面積の約2割をも占めるまでに至っております。

この間、この造成により、森林の有する多面的な機能の発揮はもとより、就労機会の少ない山間部地域において、雇用を創出して安定的な所得の確保を図るなど、環境の保全や地域振興に重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、近年における木材価格の大幅な低落等、林業経営を取り巻く環境は一段と厳しくなっており、造林事業資金や管理運営資金のほとんどを農林漁業金融公庫等からの借入金により賄ってきた森林整備法人等にとっては、借入金が年々増大し、その償還が大変厳しい状況となっており、

〔 森林整備法人の未償還元金は、平成14年度末現在1兆372億円で、
前年度に比較して272億円増加 〕

このまま推移すれば、これまで営々として造成してきた森林の適切な管理に支障をきたし、地球温暖化防止など今後、益々重要性を増す森林の果たす多様な機能を十分に発揮できないことが危惧される状況となっております。

そのため、我が国の森林整備に重要な役割を果たしてきている森林整備法人等の経営改善を図ることが今、まさに必要とされており、森林整備法人等において同様の課題を抱える都府県が連携して、下記について措置されるよう提案するものであります。

記

- 1 森林整備法人の経営安定化のために地方自治体が実施する施策について、新たな財政支援を行うこと

〔 例示：農林漁業金融公庫償還資金や管理経費等への無利子融資、助成あるいは
出資等に対する直接的な財政支援措置 など 〕

- 2 森林整備法人等が主要な財源としている農林漁業金融公庫資金について、経営改善を目的とする場合においても、既往借入金にかかる利子負担の軽減措置及び融資制度の拡充・強化を図ること

〔 例示：農林漁業金融公庫償還利子の減免、利子補給制度の創設、借換え専用資金
制度の創設、長伐期施業に見合う融資期間の長期化、森林整備活性化資金
の融資対象事業の拡大及び融資条件の緩和、施業転換資金の貸付条件の緩和、
繰上償還の条件緩和 など 〕

- 3 分収林事業等による森林整備を通じて地球温暖化防止などに寄与している森林整備法人等の経営基盤の強化を図るため、国は、債務軽減対策など抜本的な経営改善にかかる国の方針を示すとともに、森林整備を適切に推進するための安定的な財源の確保について、関係省庁が連携して積極的に取り組むこと

林野庁長官

農林水産省・林野庁関係各課 あて

(財)石川県林業公社の経営改善を
推進するための支援について

石 川 県

森林整備に係る諸施策の推進につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、(財)石川県林業公社の経営改善を推進するための別紙提言について、特段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成16年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

政 策 提 言

1 . (財)石川県林業公社(以下「公社」という。)は、昭和41年に設立され、分収造林特別措置法に基づく分収造林事業を開始し、昭和42年度から平成8年度までの30年間にわたり、約1万4千haの造林を実施してまいりました。また、その事業を通じて、森林の有する公益的機能の維持増進、山村地域の振興及び地域住民の雇用機会の創出などに寄与してきていると認識しております。

2 . しかしながら、分収造林事業は、初期投資から資金回収までにきわめて長い期間を要するだけでなく、木材の伐採収入を得るまでの間はほとんど収入を得る方法がない仕組みとなっております。このため、その間の事業費の大半を農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)等の借入金などに依存している状況にあります。

平成15年度末現在、公社の借入金残高は約550億円に達し、年間の利払いが約10億円に上っているほか、木材価格の大幅な低下や作業賃金の上昇などの要因から、公社の経営はきわめて厳しくなっております。

3 . こうした状況は、本県ばかりでなく全国の分収造林事業も同様であることから、本県としては、これまでも「中部圏知事会」や「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」などを通じて、国に対し、公社の経営改善に資する施策を早期に実施するよう要請を行ってきておりますが、残念ながら抜本的な対策を提示していただいていないのが現状であります。

4 . 本県としては、前項3の全国規模の要請については当然その実現を求めていきたいと考えておりますが、当面の緊急の措置として、以下の事項について、国としての具体的な取り組みを要請いたします。

記

1 分収造林事業における分収比率については、制度創設当時の木材価格、賃金、金利、地代などを前提として決められていますが、現在、木材価格の大幅な下落や賃金の高騰など我が国林業を巡る情勢の変化により、当時想定したものと前提が大きく乖離し実態と合わなくなってきました。このため、本県としては分収造林契約者（土地所有者）に分収比率の見直しを求めることが必要であると考えております。

しかし、このことは分収造林契約者が将来期待していた収入を減少させることとなり、分収比率の見直しに対し理解を得ることに困難が予想されます。ついては、かかる前提条件の変化を踏まえた分収造林契約者との協議の指針となる**分収比率見直しのためのガイドライン**を国として示していただくことが望ましいと考えております。

2 本県の分収造林地においては、地位や傾斜などの地理的条件により、立木の成育が悪く、将来とも収益が見込めない森林(以下「不経済林」という。)が一定の割合で存在しております。こうした分収造林契約の履行が困難な不経済林の実態を把握し、分収造林契約者の理解を得た上で契約解除を進めることが急務であると考えております。このため、不経済林の認定基準を早急に作成することが必要であることから、**不経済林の確定に必要な調査制度の創設と国からの財政的な支援**を要請します。

3 現在、公庫資金の繰上償還が認められている対象林には、「気象や病虫害などの自然条件に起因して立木が滅失若しくは矮化し、又は疎林化した森林」と厳しい条件が定められております。しかし、これにとどまらず前項2の不経済林も、契約の維持が困難であるという点では上記対象林と同様であることから、これらについて繰上償還が可能となるよう、公庫資金の**繰上償還の条件緩和**を求めます。また、この公庫への繰上償還を行うに当たっては、公社にこのための資金の調達能力がないことから、県の財政支援が必要になります。しかし、県財政が逼迫している現状では、県といえども一時的に多額の資金を手当てすることは事実上困難です。このため、現行の公庫の一括繰上償還という条件にとどまらず、**分割繰上償還が可能となるような新しい仕組みの導入**が必要となります。さらにその**償還資金への新たな財源措置**についても併せて検討をお願いします。

全国知事会における知事発言要旨

森林整備法人の経営改善に関する抜本的支援措置について

麻生太郎 総務大臣 = それでは次の議題に移らせていただきます。地域振興関係について、石川県さん、どうぞ。

谷本正憲 石川県知事 = 地域振興と言えるかどうかわかりませんが、森林整備法人の分収林事業について、ひとつ申し上げたいと思います。

昭和33年に分収林特別措置法が制定されてから、それに基づいて戦後の荒廃からの復旧や、当時は非常に木材需要が旺盛であったそれに対応する、山村地域の雇用の創出などを目指して拡大造林政策の一環として実施してきたものであります。それからもう40年以上経つ訳であります。

ここにまいりまして、収支見込みの前提条件である木材価格、人件費、そして外国産材の輸入、こういった社会経済環境が大きく変化をしてまいりました。特に木材価格は当時から比べると、4分の1くらいに下がっていますし、逆に人件費は5倍以上に増大しています。特に外国産材の輸入割合が当時は4割弱くらいだったものが、もう8割になっています。

にもかかわらず、分収林事業における収入の前提となる分収比率は、事業開始当時の国会でもやりとりがあったと聞いておりますけれども、林野庁から示されたガイドラインでは、平均的な伐期での収穫を前提としますと6：4、6割が林業公社の収入、4割が土地所有者の収入と比率が決められており、それがまだ続いている訳で、森林整備法人の収入と育林に要するコストとの間でアンバランスが生じている訳であります。

加えまして、分収林事業は、初期投資から資金回収までに、ご承知のとおり数十年というきわめて長い期間を要するだけでなく、木材の伐採収入を得るまでの間は収入を得る方途がなく、しかも、この間の間伐を含めた維持管理はすべて公社が負担をするという仕組みになっていまして、その事業費の大半を農林漁業金融公庫等の借入に依存していることから、ここにまいりまして、長期借入金の金利負担が増え、法人の経営を大変苦しいものになっています。

資料によりますと、全国の森林整備法人の借入残高が約1兆円を超えているということです。私どもを含めて、各県では、金利負担に対する助成や管理運営費に対する支援などを講じてきていますが、森林整備法人経営の抜本的な改善は極めて難しい状況にあるんだと私は認識しております。

一部の県では、既に森林整備法人の借入金の整理に県が直接乗り出すなどの対策が示されたと聞いていますが、私どもも、今年度中には、分収比率の変更等を含めた改善計画を取りまとめていければという思いがあるわけであります。

各県において、積極的な経営改善を行っているものの、各県独自の改善策では限界があるのではないかと、外国産材への依存割合が大変高くなっておりまして、特に、ここ数年の間に木材価格が急激に低落している。これはどうも一時的なものではないの

ではないか、外国産材の輸入のうち、価格の安い製品としての輸入がここ最近多くなっており、それに引きずられて国産の木材価格が下がっているのではないか。こういった外国産材への対応や社会・経済環境の変化に対応した分収林事業に係る制度のスキームを抜本的に見直しをするという時期に来ていると思います。

そう言った意味でガイドラインとして、数十年前に分収林比率が6：4といった形で示されたわけでありましてけれども、この分収比率見直しのためのガイドラインを改めて、示して頂く必要があるのではなかろうかと思えます。

そして、農林漁業金融公庫の融資についても、現状にあった制度への抜本的改正を是非やって頂きたいと思えます。例えば、法人既借入金の金利の一部免除とか低利借換えだとか、長伐期化と言うことがございますが、これに対応した、例えば、無利子融資制度の創設など、こういった抜本的な対策を考えていく必要があるんじゃないだろうかと思う訳でありますので、よろしく、ご配慮願いたいと思えます。

小寺弘之 群馬県知事 = 今、石川県知事が言ったことと全く同じことが、実は関東知事会でも決議がなされております。

緑の日本、環境に優れた日本、また、治山・治水を守るためにも、この林業公社を中心とした抜本的な国策の改善をお願いしたい、全く同様の意見であるので、よろしくをお願いします。

島村宜伸 農林水産大臣 = 今、石川県知事から話があったように、林業公社については当初のもくろみとはまったく違っていったこととして、社会経済の環境の変化、その他によって木材価格はむしろ極端な下落をしている。しかし、当時の見込みは完全に上向いていくことを見込んでいたと思われま。

そういう意味で、それはそれとして、今日ですね、森林整備の対策は皆さんの努力により大変な効果を生んでいる訳であり、これを我々が見捨てるわけにはいかないというのが基本的な姿勢です。

特に、森林所有者による整備が難しい箇所を中心として、42万haに及ぶ森林を造成してきました。これからは公益的機能の発揮、或いは地域の雇用促進の役割を果たしていくため、我々がどう対応し、どう皆さんにご理解いただくかということが、大きな課題であります。

従前は、やがて木材が育った段階で、これを売って、その間の借入金を払うことが基本方針であったが、木材価格の極端な下落により、これらの構想が成り立たなくなっている現状にあります。

しかしながら、最近いろいろ議題になっている京都議定書、二酸化炭素の吸収など、国際的な責務を果たすとなると、やはり森林の整備はこれからもやっていかなければならず、国家目標としては十分な使命を持つものであり、内容の変更やその他について、これから皆さんと協議をしていく中だと思っており、是非前向きな議論の中だと思っております。

農林水産大臣
農林水産省関係各課
林野庁長官
林野庁関係各課
総務省
財務省
関係国会議員 あて

平成17年度 林業公社・森林整備法人
による森林整備の推進等に関する

提案・要望書

平成16年11月30日

全国森林整備協会
会長 國松善次

平成17年度 林業公社・森林整備法人による 森林整備の推進等に関する提案・要望書

《提案・要望理由》

林業公社・森林整備法人の事業推進についてきまては、平素より格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

森林・環境問題等への関心が高まっている今日、我が国の森林を、第2ステップを迎える地球温暖化防止のための吸収源はもとより、多面的な機能を持続的に発揮できる循環資源として、健全かつ適切に整備し、次世代に引き継いでいくことは、今に生きる私どもの焦眉の使命と言えます。

国・林野庁におかれては、とくに森林整備法人による多様な森林整備の推進を、林政の重要な課題の一つに位置づけられ、各種の施策を講じていただけてきており、平成17年度に向けて、多大な関心と期待を寄せているところです。

林業公社・森林整備法人は、地域における森林整備や山村地域の振興等に、大きく寄与してきているところですが、現下の森林・林業を取り巻く厳しい状況の中で、事業費等を借入金に依拠してきたことなどが影響し、かつてない困難に直面しております。

つきましては、地方公共団体から強力な要請も行われているところですが、林業公社・森林整備法人が、地域の森林整備を推進する公的な機関として、今後ともその役割を十全に発揮できますよう、次の事項に特段のご配慮をいただきたく、提案・要望を申し上げます。

《提案・要望事項》

- 1 林業公社・森林整備法人が、直面している困難を克服し、確実に森林整備を推進するとともに、その経営改善を図るため、国による支援と指導を強化すること。
- 2 地球温暖化防止のため、環境税の創設と森林吸収源対策第2ステップの推進を図ること。
- 3 林業公社・森林整備法人による森林整備事業の安定的な展開を確保するため、間伐等推進3ヶ年対策の創設、公的森林整備事業等、森林整備関係予算と支援対策の充実を図ること。
- 4 林業公社・森林整備法人による森林整備事業の安定的な展開を確保するため、農林漁業金融公庫による施業転換資金、森林整備活性化資金等、林業金融制度の充実を図ること。
- 5 地方公共団体による林業公社・森林整備法人への支援に資するよう、森林・山村対策及び国土保全対策等、地方財政措置の充実を図ること。
- 6 農林漁業金融公庫に係る政策金融の改革に当たっては、林業の超長期性・低収益性を踏まえた検討を行うこと。

県林業公社が26日までにまとめた造林事業の長期収支見通しで、今年3月末時点の赤字額が250億円となり、3年前の50億円から5倍に膨れ上がった。木材価格下落で頼みの売却益が減り続ける厳しい経営環境があらためて浮き彫りとなり、同公社は低利融資への借り換えや人件費削減などの経営改善策に乗り出す。

長期収支見通しは造林事業が終了する二〇五六年度の財務状況を算定したもので、〇〇年度時点の試算ではスギ一立方尺あたり約二万四千円と換算。造林面積約一万四千畝で産出される約六百

造林事業長期収支見通し

3年前の5倍赤字250億円

価格下落止まらず

県林業公社 経営改善計画策定へ



森林を整備する林業関係者
—昨年7月、珠洲市内

七十万立方尺で約千億円の売却益が得られ、経費を差し引くと五十億円の最終赤字としていた。しかし、外国産材の流

入などで今年三月末ではスギ一立方尺が約二万円に下落。赤字が二百五十億円に達する計算となった。県の行革大綱に基づき、同公社は経費見直しに向け〇三年七月に検討会を設置し、経営改善計画の策定に入っている。人件費圧縮や発注方式の見直しによる事業費の削減に加え、借入金約五百

五十億円の借り換えによる経営改善努力が最終年度末の累積で「二十三十億円程度が限界かもしない」との。しかし、公社単独での「関係者」との。戸もある。木材価格の下落がそのまま続けば、国や県などが赤字六埋めを迫られる可能性も否定できないという。造林事業は六七（昭和四十二年）度から始まり、九六年度までに能登地方を中心に植樹を終えた。伐採は樹齢が六十年を迎える二〇二七年度に始まり、五六年度に終わる。

いしかわ政経

県林業公社が行う造林事業の借入金残高が〇三年度末で五百四十九億円となり、複数の収支見通しを盛り込んだ経営改善計画を策定する。白山スーパー林道事業では、借入金残高を〇三年度の十八億円から、一五年度に三億六千万円まで減らす収支計画を示した。

委員から質問が相次いだため、四公社については、あらかじめ質問時間を設けることになった。次回は県民ふれあい公社と金沢競馬が議題となる。

農業開発・林業公社関連では、林業公社が植栽、間伐などを担い、収益を土地所有者と分配する分収造林事業に質問が集中。事業の借入金残高が約五百五十億円に上るため、経営改善に向け河田直美農林水産部長は「現状を把握するため、金利や木材相場などを考慮した長期収支見通しを複数つくりださう」と述べた。

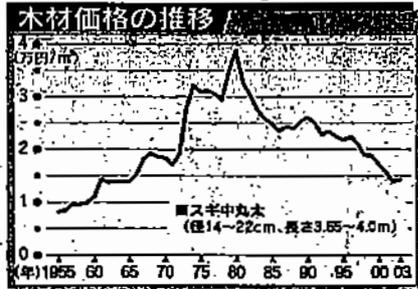
分収林 地主の収入比率低く

県林業公社は、公社と博覧氏（新進石川）の質土地所有者が契約を結問に答えた。

「分収造林事業」で、公社の分収造林事業は一九六七（昭和四十二）年から実施しており、地主側の収入比率を引き上げ、公社側の収入を増やす方針を示した。新谷

六割地主が四割となっている。公社によると、近年は木材価格低迷で生産コストに見合う収入が得られず、森林を維持管理する公社の費用負担が大きいという。杉原孝一県林業公社理事長は「借入金は五百五十億円に上り、経営環境は極めて厳しい」と述べた。

厳しき増す造林事業



石川、富山両県の造林事業が厳しい局面を迎えている。採木の木材販売収入が見込み、公社を通じて山村地域でスギやマツの採木を進めてきたが、木材価格の大幅な落ち込みで借入金返済のめどが立たず、将来の



木竹販売収入の落ち込みで、県内の造林事業は厳しく見込まれている。富山県内

石川

石川県林業公社が造林事業を再開したのは一九九九年で、採木の木材販売収入が当初見込みより六七(昭和四十二年)年度減少するとは必ずしも一致せず、四十五年以後は、公社の事業費は主に県費を確保し、二〇〇二年林業基金助成金などから採木による収入をのりこみ、物価上昇などで経費がかさみ、外国産材の流入も当初見込みの一・八倍

伐期延長も先行き見えず

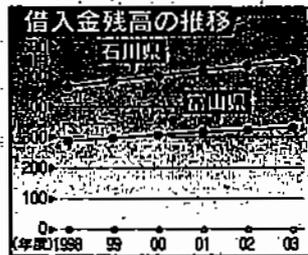
県財政に影響する可能性がある。石川県林業公社は、急務として伐期開始時期の先延ばしを決めたが、根本的な改善は依然として見えない。

に増大。昨年度末で借入は一九九七年年度以降は新金返済は約五百五十億円、今年度は約五百五十億円に膨らんだ。公社は木材売却益の40%を山林の所有者に支払、戻金として山林所有者と

木材価格 大幅下落

借入金550億円に

う契約を結んでいる。木材価格が現状のまま推移した場合、公社は事業終了を予定する二〇五六年に二百五十億円以上の累積赤字を抱える計算になり、出資者の県が損失加増を迫られる可能性がある。こうした厳しい状況は、金蘭共通で、県林業公社



の契約期間を延長し、四直し換算など、厳しい内十五十五年後として、容が盛り込まれた。伐期を六十八年、県林業公社が実施した後に延長することを決め、造林は約一万四千ヘクタールに及ぶ。借入金についても、一、全面的に見ると平均金利資金への借り換えを、均的な広さ(四公社)に、総額二十七億円で、林業が盛んなった地区を中心に雇用創出も、もともと、木材価格などの効果も生み出して、持ち直しの見え方がある。

富山

新規造林継続も面積抑制

富山県では、県林業公社に委託した、(現林業水産公社)が、公社の借入金返済は昨年度と同様に一九六七年度末で約三百二十億円の山林所有者との分配に、変更した。

としており、今年度は約三分の二は、従来の公社共にとどまる。木材売却益、則ち地主四割から七割三に、借入金を返済する。石川では中止された新規造林事業を再開し、二〇〇三年の山林所有者との分配に、変更した。

(県林業水産公社)側面も、県は厳しい選択を迫られている。

林業公社借金1兆円

37都府県 返済めど立たず

都道府県が出資する林業・造林公社の多くは、四六公社が借入金の残高が二〇〇三年度末の総額一兆〇〇〇億円を上ると昨十八日、読売新聞社の調べが分かった。公社は森林保全を目的に植林し、成長した木を数十年後に売却して経費を賄う計画で設立された。しかし、材木価格の低迷で多くは借入金返済のめど立たず、公社廃止や事業縮小に着手する自治体も出てきた。

材木価格低迷 事業見直しも

公社事業では、山林管理の四六公社が借入金の残高が二〇〇三年度末の総額一兆〇〇〇億円を上ると昨十八日、読売新聞社の調べが分かった。公社は森林保全を目的に植林し、成長した木を数十年後に売却して経費を賄う計画で設立された。しかし、材木価格の低迷で多くは借入金返済のめど立たず、公社廃止や事業縮小に着手する自治体も出てきた。

都府県	公社名	借入金残高(億円)
岡山	岡山林業公社	660
滋賀	びわ湖造林公社	625
石川	石川林業公社	550
兵庫	兵庫造林公社	511
高知	高知林業公社	488
埼玉	埼玉林業公社	468
福島	福島林業公社	443
福井	福井林業公社	411
廣島	廣島林業公社	332
青森	青森林業公社	330

(上位10公社、単位は億円)

難航が続き、四六公社は借入金の残高が二〇〇三年度末の総額一兆〇〇〇億円を上ると昨十八日、読売新聞社の調べが分かった。公社は森林保全を目的に植林し、成長した木を数十年後に売却して経費を賄う計画で設立された。しかし、材木価格の低迷で多くは借入金返済のめど立たず、公社廃止や事業縮小に着手する自治体も出てきた。

大分県は公社の二〇〇七年度末の廃止に向けて、具体的な取り組みを始めている。長野県も廃止の方向で検討している。いずれも森林が回復に果たす役割を重視し、「環境財」として事業の軌道に乗る方針で、岡山県では公社維持に注力し、公益財団化を検討している。借入金の処理について

林業・造林公社は、村営林業の減少を受け、地権者から山林を借りて植林や森林管理を助けるために設立された。公社は地権者で収益を分け合う「分取株方式」を採用。林業従事者の雇用確保や山村振興、森林警察の役割も果たしている。四六公社で、国の人工林面積の約4割を占める四六千平方メートルを所有している。

借入金残高が多いのは岡山県林業公社の660億円、びわ湖造林公社(滋賀)の625億円、石川林業公社の550億円など。さらに、借入金の処理について

最終的には都府県が負担するのを望まない状況で、大分県の場合、森林育成期間を延ばし、間伐材の収益で借入金の返済を進めようとしている。公庫に金利分の減免を求めていく方針だ。林野行政に詳しい岡野夫・元東京農工大教授は「公社の役割を収益事業から、森林を公共財として次世代に継承する公益的事業に転換する時期に来ている」と語っている。

事業見直す方針

社務 公債 業債 林業 巨額

今年度中 廃止は慎重姿勢

県林業公社の長期借入金 供給を目的に、一九六六年採算割れの可能性が高ま
 が500億円に上っているに設立。土地所有者に伐採
 問題で、同公社は、来年三 した木材の収益を分配する
 月までに策定する経営改善 分取造林契約を結び、農林
 計画に、事業見直しや新規 漁業金融公社や農林中央金
 借入れの抑制などを盛り 庫、県からの借入金と国の
 込むこととしている。しか 補助金で造林を進めてき
 し、将来の伐採木の売却益 た。現在、約二万三千七百
 を見込んで、全額返済の 杉の山林で、植林したス
 明確な見直しは立っていない。 ギやマツなどの生着管理を
 県林業公社は木材の安定 行っているが、輸入木材に
 押されて価格が低迷し、 六月、経営改善検討会を設
 立し、事業の見直しを進め

ている。
 だが、二〇〇〇年度に作
 成された長期収支見通しで
 は、成長した木を二〇五五
 年度までに伐採して売却
 し、借入金の返済に充てて
 も、なおも50億円余りの赤
 字を予想。また、木材価格
 の低迷で「さらなる下方修
 正が必要(公社)」という。
 同公社は伐採時期を植林後
 四十五、五十五年から六十
 八十年に延長し、その間に
 有利な販売機会を確保した
 いというが、確実なめどは
 ない。
 一方、県内では放牧林の
 荒廃が問題となっており、
 県森林管理課は「公社は森
 林保全の役割を担ってき
 た。それを切り捨ててしま
 うのは疑問」として、公社
 の廃止には慎重姿勢だ。

分収林事業見直しを

島村農水相 「前向きに検討」

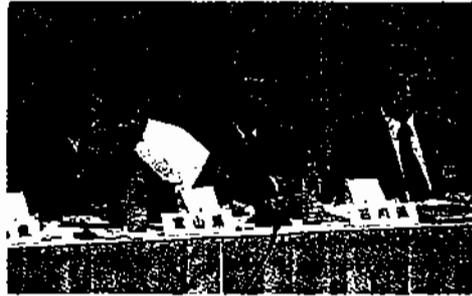
十二日開かれた全国知事会で、谷本正憲知事は「分収林事業は、国が積極的に見直しを求めたい」と述べ、見直しを求めた。

【6面に本記】

島村宜伸農水相は「分収林特別措置法に基づき、九六六年から行っている森林保全事業について、社会、経済環境が変わってきており、当時の制度のままでは公

社が破綻し、木の売却益を公社が、分収林事業は、管理が困難になった民有林に

林業公社が代わって植林し、木の売却益を公社が、分収林事業は、管理が困難になった民有林に



地権者四の割合で分け合う。林業従事者の確保や森林保全の役割を果たしていたが、近年、外国産材の輸入増加による材木価格の下落や人件費などで経営が圧迫。同公社の長期借入金残高は昨年度末で約五百五十億円に上り、九七年度からは植林事業を中止している。

谷本知事は「(公社と地権者の)分収割合を変更するなど県でも今年度中に改善計画をまとめたい」と思っているが、各県独自の取り組みでは限界がある」と指摘。

同席していた群馬県のじこえであり、ぜひ改善小寺弘之知事も、「関をお願したい」と述べ、東知事会でもまったく同た。

赤字額 250億円 ↓ 615億円に

県林業公社の造林事業で、約七十年後の事業終了予定時に赤字が六百十五億円に達することが同公社の試算で分かった。三月末時点の試算では赤字を約二百五十億円としていたが、十月末時点で算出根拠となる木材価格など

県林業公社 長期収支見通し

公社と地主が契約を結び、木材売却益を分け合う「分収造林事業」について、事業終了予定の二〇七五年度の

森林整備に取り組む林業関係者
—珠洲市内



木材価格の算定厳格化

地主の収入引き下げへ

とを厳格化したところ、赤字が二・五倍近くに膨れ上がった。県が将来的に多額の損失補填を迫られる可能性があり、公社は年度内の経営改善計画策定に向け、地主側の収入を減らす分収比率見直しなどを検討する。

見直しとして示した。三月末時点の試算では、スギ一立方尺あたりの価格を約二万円と換算。

造林面積約一万四千杉

で産出される木材約六百万立方尺で約一千億円の売却益が得られ、経費を差し引くと二百五十億円の赤字になるとした。ところが、収入の算出根拠となる木材価格は全国の市場平均価格より一割高い能登地方のものが採用されており、このほど開かれた検討会で公認会計士らが「全国の市場平均価格を削減すべきだ」と指摘していた。スギ一立方尺あたりの価格を約一万六千円に修正し、切

削、九割一割にした場合、赤字額はそれぞれ約二百三十億円、約百十億円に縮小するとされた。

さらに下落の可能性も

借り換えを促進へ

公社は赤字を少しでも抑制するために、分収比率を見直さざるを得ないとみている。十月末の試算では、公社六割地主四割となっていた現在の比率を八割と二割に修正し、切削、九割一割にした場合、赤字額はそれぞれ約二百三十億円、約百十億円に縮小するとされた。

ただ、木材価格がさらに下落する可能性もある。仮に現在より15%下がれば赤字は八百三十億円となり、「分収比率を見直しても約三百八十四億九千億円の赤字が出る」(関係者)という。公社は約五百五十億円に上る借入金の借り換えなども進める方針である。

いしかわ 政経

林業公社の経営改善を

宮下 正博氏

(自民)

主側の収入を減らす分収比率の見直しで対応せざるを得ない。



羽田便の利用促進、乗客数が落ち込む冬期間の勝負にどう取り組むか。

稲岡伸哉企画開発

〈林業公社の経営改善〉
約七十年後の造林事業終了時に六百十五億円の出たが、被災した漁業者への支援策は、

河田農林水産部長、地 谷本知事 台風15号に

農林水産部長、分収比率見直しで対応

農林水産部長、分収比率見直しで対応

〈台風被害対策〉急激な六億円と全国最大規模とキャンペーンを実施するが、被災した漁業者を創設した。努力したい。

地主の比率1割へ

林業公社の分収造林事業

頭葉委では、県林業公社の分収造林事業で、公社六割、地主四割としている収入比率を、約七十年後の事業終了時に約六百二十億円の赤字が予想され一割にするとした。

収入比率見直しにより、木材価格が現状のまま推移した場合、事業終了時の赤字額が約百十億円に圧縮される見直しとなる。県有林から比率見直しに取り組み、市町村、一般土地所有者との交渉を進める。石坂修一委員(新潟石川)が「地主は納得するのか」とたずねたのに対し、公社側は「粘り強く交渉したい」とした。

業の事業造林公社の業
業の事業造林公社の業

赤字110億円に圧縮へ

売却益分配、地主1割に

県議会産業業委
分ける「分収造林事業」で、公社側は、約七十年後の事業終了時に予想される六百十五億円の出たが、被災した漁業者への支援策は、

公社六割、地主四割とする。県有林から分配比率見直しに取り組み、市町村、一般地主との交渉を進める。石坂修一委員(新潟石川)が「交渉は難航が予想されるが、実現できるか」とたずねたのに対し、公社側は「粘り強く取り組みたい」とした。

社業 公社 林業 林業 林業 林業
事業 事業 事業 事業
造林 造林 造林 造林

分収比率を見直し

一般地主の収益引き上げへ

8対2なら 赤字236億円に拡大



県林業公社は、地主と契約を結び、木材売却益を分け合う「分収造林事業」で、公社九割、地主一割とした昨年策定の経営改善計画費の分収比率を見直し、一般地主の収益を引き上げる方向で検討に入った。ただ、仮に比率を公社八割、地主二割と地主分の比率を引き上げた場合、約七十年度の事業終了時に予想される赤字は、約百十億円から約三百三十六億円に拡大する見通しである。

一般地主以外の県、市に上る。町との分収比率は公社九割、町一割、市町一割揃え、事業終了時の最終収支を算出、交渉を進める。早稲通しでは、近年の木材価格は新年度から県、市町との交渉に入り、新年度に地主四割として、現在の分収比率を維持している。現在分収比率を維持している場合、赤字は約六百十五億円に達する。このため、県が将来的に多額の損失補填を迫られる可能性がある。昨年末に経営改善計画費を決定、分収比率を公社九割、地主一割とし、赤字を約百十億円に圧縮させた。しかし、九割一の比率では地主の利益が最小限に抑えられるため、反発が相次ぎ、交渉が進展しない恐れがある。(同)

公社との懸念がある。公社側は一般地主の収益を県、市町村よりも高く設定し、理解を得たいと見ている。もっとも、木材価格が現時より15%かたまり、分収比率を公社八割、地主二割とした場合、赤字は約三百三十六億円から約四百八十九億円に拡大する。公社は木材価格の下落に備え、借入金との借り換えを職員削減など、多角化に取り組み、空割増を認める。

派遣職員削減計画 50人上乘せ

——公社・外郭団体等の改革——

12年度までに計80人

のと鉄道増発 水族館「一新」

県は公社・外郭団体を削減している職員三千人削減計画に五十人上乘せし、二〇〇三年度の十年間で八十人を引き揚げる。組織のスリム化と人員費の圧縮を進める方針で、新行革大綱の改革案に盛り込んだ。県施設の使用料見直しでは、県民住宅で駐車料金を徴収、白山の環境保全に向け、トイレのチップ制を導入する考えである。

公社・外郭団体への派遣職員は前年度を五十人超え、二〇〇三年四月の人員の六十人に増やし、時点では二百八十一人、新たな人員削減と移動する経行革大綱の引き上げ計画は前期の三〇〇七年を基準として、のちの鉄道で度で八人程度、後期〇一〇七年を基準として、のちの度で八人程度、八二二年度で二十人を削減し、運用本数を増程度を設定しているが、やす、県民があれい公社

公社・外郭団体・公の施設などの主な改革	
近畿建設国庫を2012年度までに80人削減(引き上げ(02年度以降))	のと鉄道
JR乗り置き改善に本数増加(05年度)	県民ふれあい公社
県民ふれあい公社	のとしま水族館のリニューアル計画策定(同)
のとしま水族館のリニューアル計画策定(同)	総合労働プラザに民間委託(同)
総合労働プラザに民間委託(同)	並六園、並六駐車場などで料金徴収を民間委託(同)
並六園、並六駐車場などで料金徴収を民間委託(同)	音楽文化振興財団
音楽文化振興財団	民間人スタッフの採用(同)
民間人スタッフの採用(同)	県立図書館
県立図書館	条件が不利な保有農地の売り渡し価格割引
条件が不利な保有農地の売り渡し価格割引	県立公社
県立公社	利子負担の軽減(同)
利子負担の軽減(同)	金沢公園
金沢公園	検討委員会の設置(同)
検討委員会の設置(同)	
公の施設など	
母子福祉センターを移転(08年度)	
母子福祉センターを移転(08年度)	移転後は施設を撤去し女性センター駐車場に
移転後は施設を撤去し女性センター駐車場に	並六園周辺文化施設で共通車庫の一元化(05年度から06年度)
並六園周辺文化施設で共通車庫の一元化(05年度から06年度)	位置専門空回
位置専門空回	全日制と定時刻の統合、専攻科を新設(06年度)
全日制と定時刻の統合、専攻科を新設(06年度)	授業料を私立高校に準拠(同)
授業料を私立高校に準拠(同)	白山の環境保全へトイレのチップ料導入(06年度以降)
白山の環境保全へトイレのチップ料導入(06年度以降)	県民住宅で駐車料金の徴収(同)
県民住宅で駐車料金の徴収(同)	

音楽文化振興財団の見直しでは、音楽情報に精通する民間人スタッフを確保し、オーケストラ・アンサンブル金沢への補助金について、当年度は〇四年度と同程度とするキヤップ制をとる。社会福祉事業団の自立経営を推進し、特別養護老人ホーム八田ホームなど施設整備を進め、各施設に稼働目標を設定し、調理業務の外部委託や契約職員の活用で人員費を抑える。長寿生がびセンターについては、各講座の統廃合、高齢者情報相談センター事業の縮小などで職員を削減する。農業開発林業の両公社の経営改善に向け、保有農地の売り渡し促進に条件の不利な農地の割り引きを検討する。分取漁引きでは県の支援による利子負担の軽減を図る。例えば、県の無利子貸付金を活用し、農林漁業金庫公庫の高金利借入金

平成17年2月9日 読売新聞

派遣職員80人削減へ

公社・外郭団体対象 県、2012年度までに

県は、県出資の公社・外郭団体で派遣している職員を、三年度からの新行財政改革を〇二二年度までに約八十人削減する方針を固め、減目標を約三十人としている。省に代わって公社が造林を八目的県興業公社・外郭団体で、各団体の厳しい経営環境を踏まえ、五十人を超えて約八十人にする。積み立てた約八十人については、県人事課によると、県がとを決めた。内訳は〇七年度までの前期で約六十人、〇八二二年度の後期で約二十人を削減する。また、県は、林業公社の経営改善策として、土地所有権に代わって公社が造林を進め、伐採した木材の収益の分配方法について、現行では林業公社六、土地所有者四としている分取率を改め、公社側の比率を高める。〇二二年度の目標は、〇二〇八年二二年度の目標を示した。

を繰り上げ償還している。県施設の運営も大體に早直し、県民サービスの向上と導入の確保を目指す。民間の活用による業務の効率化を推進し、〇七年度から金沢公園園業務、県立図書館の監視業務、県立歴史博物館の受付・解説、巡回業務を民間委託する。

県林業公社経営検討委 知事に改革案報告

盛り込んだ改革案を報告
際、まず、大分県知事に
提出した。三十八都道府
県の林業公社が木材価格
の下落に伴う同様の課題
を抱える中、林業公社と
して初めて示した。解決
策。

同日、記者会見した貞
副委員長は「契約が切れ
る出を一度伐採してい
くのはなく、森林の保
全と公益的機能の発揮を
確保した。借入金の処
理は、とりわけ、森
林の在り方に注目した点
で画期的な内容」と成果
を語った。

県林業公社経営検討委
員会(委員長・佐藤重雄)の
廿七日、熊本から四十年
で伐採する分収造林を約
八十年まで延長して県営
林として管理し、二〇〇
七年採伐までに県林業公
社を解散する内容の改革
案を報告した。

「分収造林(九千杉余り)を訴えていく」との考え
を示した。県からの借入金返済が
債務を引き受ける案。
中井正博県農林水産部
審議官は「公庫に対して
は低利の借り換えを交渉
する。また、公益的機能
の発揮を重視した森林管
理について国助成拡大
林整備センターに振り向
け、同センターに森林整
備部(仮称)を新設する考
えも明らかになった。県の
改革案を決定する見通し。

平成16年9月7日 大分合同新聞

伐期延長、県営林と一体化 県林業公社解散へ

検討委報告書

多額の債務を抱える大
分県林業公社(理事長・
石川公二副知事)の分収
林の公益的機能を最大限

に発揮できるように、伐
採を主体に付加価値の高
い山作りを目指す。契約者
(契約件数二千六百八十
二年)には持続可能な森
林経営ができる状態で返
還するよう、契約内容の
見直しを進める。

多額の債務に因って報
告書は、県からの借入金
は整備を進める森林の
代物弁済とし、農林
公庫に対する債務も県が
引き受ける案を示した。
報告書は七日にも広
報知事提出され、九月
中に県が方針を固める。

造林(九千杉余り)につ
いて、県が二〇〇八年度
までに県営林と一体化さ
せ、伐期を現行契約(四
十年)からさらに四十年
追加して約八十年に延長
し、長期管理する見直し
となった。森林所有者と
の契約内容が変更され、
公社が解散する見通し。
同公社経営検討委員会
(委員長・貞副知事)が
廿七日、報告書を発表し
た。

林業公社は一九七〇年
に設立。植林から四十年
後、順次伐採し、土地所
有者へ県が販売益を一定
比率で分け合う分収造林
を整備してきた。二〇一
〇年から伐採が始まる計
画だが、原木価格の下落
が続き、出荷しても大き
な採算割れを招く。
このため、造成した森
林の公益的機能を最大限

に発揮できるように、伐
採を主体に付加価値の高
い山作りを目指す。契約者
(契約件数二千六百八十
二年)には持続可能な森
林経営ができる状態で返
還するよう、契約内容の
見直しを進める。

